

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月29日

横浜市契約事務受任者  
横浜市鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

横浜市鶴見区民文化センター音楽ホール内におけるワイヤレスマイク更新業務

2 履行(納品)場所

横浜市鶴見区民文化センター

3 契約日

令和6年1月17日

4 履行日又は履行期間

令和6年3月12日～令和6年3月14日

5 契約金額

4,400,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

東京都中央区日本橋箱崎町41番12号

ヤマハサウンドシステム株式会社

代表取締役 平井 智勇

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市鶴見区民文化センターに導入しているワイヤレスマイク設備一式は、経年劣化により、混信やノイズ混入等が生じている。

音楽ホールは利用率が非常に高く(今年度平均にて日割100%、区分割97.9%)、即時に対応を行わない場合、利用者が適切に施設を利用することができず、施設運営に重大な支障が生じる可能性が高いため。

8 契約の相手方の選定理由

当該事業者は、当館の音響設備の施工業者であり、開館当初より継続して保守点検等を実施している。当館の構造、機器及びアンテナ内部配線の設置状況等を熟知しており、迅速かつ安全に施工を行うことができるため。

9 所管課

鶴見区地域振興課